

## 桂川町農業委員会第12回総会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月10日（木） 午後2時～午後3時15分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 8名

正議長	藤春 郁夫	5		最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6		11	藤川房信
1	山邊俊明	7	竹本貞男	12	平塚重義
2		8	芳中悟	13	大塚清文
3	野上伸太郎	9	林英明	14	小野山千秋
4	久保正澄	10			

- 4 欠席委員 4名

### 5 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

- (1)議案 第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議案 第29号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3)議案 第30号 桂川町農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- (4)報告事項 第10号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (5)その他

### 6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓哉  
係長 藤木 秀臣  
書記 原田 海世

## 7 会議の概要

事務局

ご起立をお願いします。

只今より令和3年度第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同礼。御着席ください。

以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。

議長

(会長あいさつ)

只今より令和3年度第12回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中8名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。2番原中壽委員、5番神崎宏昭委員、6番高嶋征敏委員、10番古野泰治郎委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。

それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。

会場

(異議なしの声)

議長

それでは議事録署名委員を1番山邊俊明委員、8番芳中悟委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。

議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局

【議案書に基づき説明】

議長

これより質疑に入ります。何かございますか。

事務局

補足説明をいたします。譲渡人と譲受人の関係ですが、親子でございます。譲受人の〇〇さんが、イチゴ農業をされています。こちらにつきましては、国の補助事業の次世代人材投資事業というものを活用している方でして、その事業の要件といたしまして、5年以内に自分の土地を所有しないといけないという要件的な縛りがございます。ちょうど今年がその補助事業の最終年度ということもございまして、どうしても自作地が必要になるということから、農地を農地として活用する3条申請をされております。

〇〇さんの場合は自分の農地を所有しないといけないという縛りがご

ざいます。ただし、今からスタートされている新規就農者の方にはこういう縛りがなくて、利用権の設定で良いという、その年その年で該当する方の要件が変わってくる所があります。以上でございます。

議長 ありがとうございます。皆さんから何かご質問はありますか。

芳中委員 今、ハウスがたっている所ですか。

議長 そうです。あそこと、その下の方の土地です。

久保委員 今年トウモロコシを植えてあったところですかね。

事務局 そうです。スイートコーンですね。  
場所は山田団扇堂の裏です。さかなや月ちゃんとかですね。

議長 よろしければ採決いたします。議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第28号は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第29号桂川町農用地利用集積計画の決定についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件  
令和4年3月11日から令和7年3月10日 3年 貸貸借権

通年 田 水稲 20,546㎡ 13筆 貸手4 借手4

令和4年3月11日から令和9年3月10日 5年 貸貸借権

通年 田 水稲 6,173㎡ 5筆 貸手3 借手3

令和4年3月11日から令和14年3月10日 10年 貸貸借権

通年 田 水稲 10,964㎡ 8筆 貸手4 借手1

令和4年3月11日から令和14年3月10日 10年 使用貸借

通年 田 水稲 3,602㎡ 1筆 貸手1 借手1

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。質問、ご意見等はございますか。

よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第29号、桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定いたします。  
続きまして議案第30号桂川町農用地利用集積計画所有権移転の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 皆さんからご質問はございますか。

大塚推進委員 中間の人が買う農地は。

事務局 イチジクを作る予定です。購入する農地は〇〇さんが以前あっせんを出していた農地で、今後はイチジク農業を本格的にやるという事で、JAの部会に入る手続きも進めています。

久保委員 農機具のトラクターもネットで購入したそうですよ。

議長 もう1件の〇〇さんの分も購入先は決まっていますよね。今回は機構にあって、九州アグリが買うということなのです。

事務局 12ページ、2件目の補足説明です。連名で〇〇さんと〇〇さんとなっていますが、こちらは姉妹です。所有権移転の金額が98万8千円となっていますが、2分の1ずつの所有になりますので、半分の49万4千円ずつで振り込まれるというながれになっております。

林委員 〇〇さんはどれくらいもらえるんですか。

事務局 〇〇さんは推進機構の理事長でございますので、一旦推進機構が購入をするという形になりまして、流れでいいますと、推進機構が〇〇さん〇〇さんに対してお金をお支払いすることになります。その後推進機構が持っている農地を、この件でいいますと、九州アグリが購入しますので、今度は九州アグリから推進機構にお金を支払ってもらうという事になります。

議長 これに関しては後でくわしく説明をいたしますので、他にご質問はよろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第30号桂川町農用地利用集積計画所有権移転の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案代30号は原案のとおり決定いたしました。続きまして報告事項第10号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

これより質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。

よろしければ報告事項は終わります。続きましてその他事項について事務局よりお願いします。

その他事項

- ・令和4年度活動計画について
- ・活動記録簿の提出について
- ・農地法第3条の相談について
- ・福岡県農業振興推進機構を活用した農地売買について
- ・その他

次回の農業委員会は4月7日木曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第12回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_